

ワクチン接種業務に従事する医療職の被扶養者の収入確認の特例について

健康保険の被保険者に扶養される方（被扶養者）の認定および例年実施している被扶養者資格再確認における年間収入の確認について、今般の新型コロナウイルスワクチン接種業務が、例年になく対応として、期間限定的に行われるものであること、ワクチン接種業務に従事する医療職の確保が喫緊の課題となっていることを踏まえ、特例措置として医療職の方がワクチン接種業務に従事したことにより得た給与収入は、収入確認の際、年間収入に算定しないこととします。

特例措置の対象者および対象となる収入

対象者：ワクチン接種業務に従事する医療職（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士および救急救命士）の被扶養者
対象となる収入：令和 3 年 4 月から令和 6 年 3 月末までのワクチン接種業務に対する給与収入

特例措置に伴う対応

被扶養者資格再確認時の収入確認

現在、被扶養者となっている方で、新型コロナウイルスワクチン接種業務により収入が増え、年間 130 万円（60 歳以上の方は 180 万円）を超える見込みであっても、その収入を除いた額により引き続き被扶養者に該当するかを判断します。